⑽　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照。）
⑾　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。
⑿　提出された申請書等は、原則として返却しない。
⒀　手続における交渉の有無　無
⒁　契約書作成の要否　要
⒂　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　無
⒃　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問合せ先は、記４⑴に同じ。
⒄　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
⒅　本件は電子契約によることができる。（詳細は入札説明書を参照。）
⒆　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Kazutoshi Taki, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Chubuoudan Expressway Miyagari Tunnel
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 17 October 2011
⑸　Time-limit for the submission of tenders : From 10 : 00 A.M. 13 December 2011 to 4 : 00 P.M. 15 December 2011
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Contract team, corporate Department. Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年9月15日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　猪熊　康夫
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

○中日本高速道路株式会社公告第23号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　新東名高速道路　乗本トンネル工事（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所　自）愛知県新城市乗本
至）愛知県新城市乗本
⑷　工事内容　本工事は、トンネル掘削工事１ヶ所を含む延長860m（土工量290千㎥を含む）の土木工事である。
⑸　工事概算数量
延　長　860m
土工量　290,000㎥（うちトンネルずり量130,000㎥）
トンネル　１ヶ所（上り線　775m　下り線　746m）
⑹　工期　契約締結の翌日から810日間
⑺　使用する資機材
コンクリート　約19,000㎥
鉄筋　約140ｔ
ロックボルト　約21,500本
鋼アーチ支保工　約1,400基
⑻　本工事は、入札時に、入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する提案（以下「技術提案」という。）及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外との要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。及び契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
技術提案については、施工方法及び仮設備計画の変更を伴う提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不採用とする。ただし、仮設構造物に関する変更を伴う提案は可能とする。また、コンクリートに関しては、硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での提案は可能とする。
⑼　本工事は、入札後に落札予定者と弊社とが、より合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議（以下「技術提案協議」という。）を実施し、技術提案協議に基づく価格で契約することが出来る技術提案協議方式の適用工事である。
ただし、入札額が低入札価格調査制度の重点調査価格を下回った場合は、技術提案協議は実施しない。
⑽　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑾　本工事は資料の提出、入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を行い、郵送による紙入札方式によることができる。
2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号。以下「規程」という。）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　【単体の場合】
土木工事において、開札時に平成23・24年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,320点以上の土木工事を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,320点以上（土木工事）であること。）。
②　【特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合】
土木工事において、開札時に平成23・24年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,320点以上の土木工事を有している者の２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。
⑷　平成13年度以降に元請けとして竣工した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ施工実績として認める。）
①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
・ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積が60㎡以上で延長0.6㎞以上あるトンネルの工事（上下線などの複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない。）